

## 市営住宅におけるエレベーター設置工事の実施に伴う家賃減額取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市市営住宅条例第17条の規定に基づき、既存住棟へのエレベーター設置工事（全面的改善事業によるものを除く。以下「設置工事」という。）の実施に伴う家賃減額の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (家賃の減額)

第2条 市長は、設置工事の実施に伴い、経過年数係数、利便性係数及び近傍同種家賃が変動した後の家賃の額が、設置工事実施前の最終の家賃の額を超えるときは、その差額に2分の1を乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額する。

### (減額対象者)

第3条 設置工事の実施に伴う家賃減額の対象者は、設置工事の実施前から居住している者で、設置工事の実施後も引き続き同じ住戸に居住する者とする。

### (減額期間)

第4条 設置工事の実施に伴う家賃減額の期間は、エレベーターの供用開始日を含む月の翌月から（供用開始日が月の初日の場合は、その月から）12箇月間とする。

### (補則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

##### (適用範囲)

2 本要綱の改正は、平成23年4月1日以後にエレベーターの供用を開始した住棟に適用する。

#### 附 則（平成30年3月1日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。